

平成 26 年 9 月 19 日

食品表示法に基づく食品表示基準の策定に係る消費者委員会への諮問について

消費者庁では、本日、食品表示法第 4 条第 1 項の規定に基づく食品表示基準の策定に係る消費者委員会への諮問を行いましたので公表します。

記

1. 諮問内容

食品表示法第 4 条第 1 項の規定に基づく食品表示基準（栄養素等表示基準値及び栄養機能食品に係る規定及び別表を除く。）

2. 諮問に至った経緯

食品表示基準については、食品表示法第 4 条第 1 項に基づき内閣総理大臣が定めることになっており、その際には、消費者委員会に意見を聴くことになっています（同条 2 項）。食品表示法は未施行ですが、同法附則第 2 条第 1 項において、施行前においても食品表示基準を定めることができるとされています。

食品表示法は、食品衛生法、JAS 法及び健康増進法の表示に関する部分を統合したものであり、食品表示法に基づく食品表示基準は、3 法に基づき定められている 58 本の表示基準を統合するものです。

3. 今後の予定

消費者委員会食品表示部会での審議後、消費者委員会から答申を受理し、食品表示法第 4 条第 2 項の規定に基づいて関係省庁と協議を行い、食品表示基準を策定する予定です。

本件に関する問合せ先

（担当）消費者庁食品表示企画課
蓮見、谷角、尾松

TEL : 03-3507-9138（直通）

FAX : 03-3507-9292

H P : <http://www.caa.go.jp/>